

## 宿日直許可の取得について（お知らせ）

二戸労働基準監督署長様から、「断続的な宿直又は日直勤務許可書（医師）」及び「断続的な宿直勤務許可書（看護師）」のとおり、令和4年6月20日付で許可をいただきましたので、お知らせいたします。

断続的な宿直又は日直勤務許可書（医師）	
二戸労基許1第2022-3号 令和4年6月20日	
事業の名称	岩手県立軽米病院
所在地	岩手県九戸郡軽米町大字軽米第2地割54番地5
代表者職氏名	院長 葛西 敏史 殿
二戸労働基準監督署長 印	
令和4年6月13日付けをもって申請のあった断続的な宿直又は日直の勤務については、下記の附款を附して許可する。	
なお、この附款に反した場合には、許可を取り消すことがある。	
記	
1	1回の勤務に従事する者は次のとおりとする。 宿直 1 人以内 日直 1 人以内
2	1人の従事回数は次の回数をこえないこと。 宿直 週 1 回 日直 月 2 回
3	勤務の開始及び終了の時刻は、それぞれ次のとおりとすること。 宿直 開始 17時15分より前に勤務につかさないこと。 終了 8時30分より後に勤務につかさないこと。 日直 開始 8時30分より前に勤務につかさないこと。 終了 17時15分より後に勤務につかさないこと。
4	1回の宿直又は日直の手当額は21,000円（医師報酬31,500円）以上とすること。 なお、この金額については、将来においても、宿直又は日直の勤務につくことの手定されている同種の労働者に対して支払われている賃金の1人1日平均額の3分の1を下回らないようにすること。
5	宿直又は日直は通常の勤務時間の拘束から完全に解放された後におこなうこと。 宿直予定日の通常の勤務が所定労働時間を超えた場合には、その時間については労働時間として取り扱い、割増賃金等を適切に支払うこと。 通常勤務と宿日直勤務との区別が明確にし、宿日直時間中に通常勤務と同様の業務に従事させないこと。
6	宿直の勤務につかせる場合は、睡眠時間を充分に取らせること。
（備考）この処分に不服がある場合には、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。 この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。 また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。（この場合においても裁決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。）ただし、裁決があった日から1年を経過した場合には、提起することができません。	

断続的な宿直又は日直勤務許可書（看護師）	
二戸労基許1第2022-4号 令和4年6月20日	
事業の名称	岩手県立軽米病院
所在地	岩手県九戸郡軽米町大字軽米第2地割54番地5
代表者職氏名	院長 葛西 敏史 殿
二戸労働基準監督署長 印	
令和4年6月13日付けをもって申請のあった断続的な宿直又は日直の勤務については、下記の附款を附して許可する。	
なお、この附款に反した場合には、許可を取り消すことがある。	
記	
1	1回の勤務に従事する者は次のとおりとする。 宿直 1 人以内
2	1人の従事回数は次の回数をこえないこと。 宿直 週 1 回
3	勤務の開始及び終了の時刻は、それぞれ次のとおりとすること。 宿直 開始 17時15分より前に勤務につかさないこと。 終了 8時30分より後に勤務につかさないこと。
4	1回の宿直の手当額は 6,100円以上とすること。 なお、この金額については、将来においても、宿直の勤務につくことの手定されている同種の労働者に対して支払われている賃金の1人1日平均額の3分の1を下回らないようにすること。
5	宿直は通常の勤務時間の拘束から完全に解放された後におこなうこと。 宿直予定日の通常の勤務が所定労働時間を超えた場合には、その時間については労働時間として取り扱い、割増賃金等を適切に支払うこと。 通常勤務と宿日直勤務との区別が明確にし、宿日直時間中に通常勤務と同様の業務に従事させないこと。
6	睡眠時間を充分に取らせること。
（備考）この処分に不服がある場合には、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。 この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。 また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。（この場合においても裁決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。）ただし、裁決があった日から1年を経過した場合には、提起することができません。	

令和4年7月15日  
岩手県立軽米病院長